

鹿児島県大隅児童相談所 巡回相談実施要領

1 目的

巡回相談は、地理的事情や交通不便等のため、大隅児童相談所を利用することが困難な地域を対象に、巡回により各種相談に応じることによって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

大隅児童相談所が、関係機関との連携を図り実施する。

3 巡回相談班の編成

巡回相談は、相談内容や件数に応じて、医師（精神科）、児童福祉司、児童心理司、その他大隅児童相談所長が必要と認める者による相談班を編成して行う。

4 相談内容

巡回相談は、18歳未満の児童を対象に、次表に掲げる各種相談に応じる。

相談種別		内 容
養 護 相 談	性 格 行 動	保護者の家出・死亡・離婚・入院・棄児など、家庭環境上問題を有する児童及び養子縁組に関する事
	適 性	未熟児・虚弱児・小児喘息・その他の疾患を有する児童に関する事
育 成 相 談	し つ け	反抗・家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する事
	不 登 校	進学適性・学業不振・職業適性などに関する事
	知 的 障 害	家庭内における幼児のしつけ・遊びに関する事
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	保育所・幼稚園・学校などに登校（園）できない、または、していない状態にある児童に関する事
	言 語 障 害	知的障害児に関する事
	視 聴 覚 障 害	肢体不自由児・運動発達遅滞のある児童に関する事
	重 症 心 身 障 害	言語発達遅滞や構音・吃音など、音声や言語機能障害のある児童に関する事
	自 閉 症	盲・ろうなど、視聴覚障害児に関する事
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	重症心身障害児に関する事
	触 法 犯 行 為 等	自閉症もしくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する事
そ の 他 の 相 談		家出・乱暴・性的逸脱などのぐ犯行為や問題行動のある児童に関する事
		盗み・傷害・放火・シンナー遊びなどで、警察から通告のあった児童に関する事
		療育手帳の（再）判定、特別児童扶養手当等の診断に関する事

5 年間実施計画の策定

大隅児童相談所は、巡回相談の年間実施計画を定め、市町村及び関係機関に通知する。
なお、実施地区及び対象地域は次表のとおりとする。

実施地区	対 象 地 域	実施地区	対 象 地 域
末 吉	曾於市	志 布 志	志布志市、大崎町

6 巡回相談の実施

- 巡回相談の実施に当たっては、その円滑な実施を図るため、原則として、相談予約により行う。「相談予約表」は別紙様式のとおりとする。
- 相談者（対象者）については児童を優先し、余裕のある場合は成人についても相談をうけることとする。
- 相談者については、関係市町と協議の上決定する。
- 巡回相談の広報、会場の確保及び相談者への日時・場所などの案内は、関係市町の協力を得て実施するものとする。

7 巡回相談の事後処理

- 巡回相談班は、相談終了後、その結果について関係者に伝え、必要な助言を行う。
- 巡回相談結果については、「巡回相談結果表」にとりまとめ、関係市町村、福祉事務所に送付する。